第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進計画 宇都宮市成年後見制度利用促進計画 策定に係る提言

令和5年2月 日 宇都宮市社会福祉審議会

目 次

1	提言にあたって ・・・・・・・・・・・・・・ 1	
2	地域福祉を取り巻く環境の動向と対応すべき課題について・・・・ 2	2
(1)	地域福祉を取り巻く環境の動向・・・・・・・・・・・ 2	2
(2)	市民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)	対応すべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	各施策に対する本審議会からの主な意見・・・・・・・・・ 6	Ś
4	計画の推進に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
【参	考】	
1	宇都宮市社会福祉審議会開催経過・・・・・・・11	
2	字都宮市社会福祉審議会(地域福祉専門分科会)	
	委員名簿 ・・・・・・・1 2	

1 提言にあたって

本審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として、 市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等で構成しており、 市が「第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画/宇都宮市成年後見制度利用促進計画」を策定するにあたり、令 和4年7月28日の第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な 議論を重ねてきた。

本提言書は、その議論・検討の結果を踏まえ、今後の地域福祉の施策について、専門的な見地から意見を提言するものである。

近年,地域福祉を取り巻く環境は,少子高齢化の進行や人口減少 社会の到来,家族や地域との「つながり」の希薄化,頻発する自然 災害や感染症の拡大など,社会情勢の変化に伴い,認知症高齢者の 増加や生活困窮,子どもの貧困,虐待,ひきこもりなど,様々な福 祉課題が生じている。

また,国においては,「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて,地域住民や地域の多様な主体が参画し,人と人,人と資源が世代や分野を超えてつながることで,住民一人ひとりの暮らしと生きがい,地域を共に創っていく社会(厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より抜粋)」である「地域共生社会」の実現など,地域福祉推進のための新たな取組が進められている。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、第22回 全国障害者スポーツ大会(いちご一会とちぎ大会)を契機に、バリ アフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりや、心のバリアフ リーの推進など、次世代へつなぐ「レガシー」としての取組も進め られているところである。 このようなことから、すべての市民が社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、共に支え合い、安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの福祉意識の高揚はもとより、市民・事業者・行政の連携・協働による、地域住民同士が支え合い、助け合う環境の創出、誰もが安心・快適に暮らせる都市基盤、生活基盤の整備に向けた取組の推進がより一層重要となっている。

「第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画 /宇都宮市成年後見制度利用促進計画」の策定にあたっては, 社会状況の変化や社会福祉制度の動向等を的確に捉え、また、栃木 県が策定する「第4期栃木県地域福祉支援計画」の支援を受け、庁 内の関連計画や宇都宮市社会福祉協議会が策定する「第5次地域福 祉活動計画」と連携を図るとともに、本審議会の提言の趣旨を十分 に踏まえ、行政と地域住民や関係団体、事業者などが一丸となって 福祉のまちづくりに取り組むことを期待するものである。

2 地域福祉を取り巻く環境の動向と対応すべき課題について

(1) 地域福祉を取り巻く環境の動向

計画の策定にあたっては、地域福祉を取り巻く環境や、以下の福祉に関する動向などを考慮する必要がある。

ア 国の動向

・住民の誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、 支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向けた法改正がなされるとともに、市町村全体の支援機関・地域の関係者が地域住民の困りごとを受け止め、寄り添い続ける支援体制である「重層的支援体制整備事業」の創設や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組が進められ ている。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいるところである。

イ 本市の現状

- ・ 少子高齢化の進行等により、単身高齢者や認知症高齢者の増加、生活困窮や子どもの貧困、虐待、ひきこもりなど、市民が抱える問題は、世代や属性ごとの制度を超え、複雑化・複合化してきている。
- ・ また,新型コロナウイルス感染症による社会経済環境の変化は,市民生活や地域活動等に大きな影響を与えた一方,「新しい生活様式」を踏まえ, ICTの活用などにより施策を展開している。

(2) 市民意見の反映

計画の策定にあたっては、市民・事業者アンケートや市民意見交換会などにおける市民意見を十分に反映させる必要がある。

ア 市民・事業者アンケート結果

- 地域の「絆」や「つながり」を感じる市民の割合が低い。
- ・ 市民の市民活動への参加意欲は低く、主な理由として、「活動 する時間がない」、「興味関心がない」が挙げられている。
- ・ 「孤立・孤独にある者」や「ひきこもりとなる可能性がある者」が一定割合おり、支援につながっていないケースが見られる。
- ・ 障がいのある市民の外出について、「公共交通機関を利用する とき」や「障がいについて理解されないとき」に不便さを感じ る市民が多い。

イ 市民意見交換会結果

- ・ 高齢者,特に,ひとり暮らし高齢者が増えていることや,コロナ禍に伴い,集まる機会やコミュニケーションが減っておおり,地域とのつながりや支え合いの必要性を感じる。
- · 昔は気軽に声を掛け合っていたが、最近は、そのようなこと

が少なくなり、近所の関わりが希薄化している。

- ・ 若い世代は忙しく参加が難しいことから、参加を促すために は個人のニーズに合わせた地域活動も実施することが望まし い。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を要因に地域活動に対する意欲 が低下しているとともに、自治会加入率も減少している。
- ・ 自分から「助けて」と声を挙げる人が少なく、地域でニーズ を把握することが難しいことから、困っていることを言い出し やすい環境づくりや地域での安心感を持ってもらえる雰囲気づ くりが必要である。

(3) 対応すべき課題

国の動向,本市の現状,市民・事業者アンケートや市民意見交換会での意見を踏まえ,以下の課題に対応していく必要がある。

① 「地域での『絆』や『つながり』の大切さ」の理解促進,福 祉の担い手の確保・育成に向けた意識醸成

市民アンケート結果からは、「絆」や「つながり」を感じている市民は主観的幸福感が高いことが分かっており、「住民同士の支え合いの大切さ」の理解促進に向けた取組が必要であるとともに、福祉の担い手を確保・育成するために、福祉への興味関心を高める啓発活動や交流活動、福祉教育のさらなる推進が必要である。

② 地域活動への支援,市民参加に向けた誘導

地域福祉の推進にあたっては、地域の主体的な活動が重要であることから、地域福祉の担い手として活動が継続されるよう支援するとともに、市民参加につなげるための誘導策やきっかけづくりなどに取り組む必要がある。

③ 相談支援機能の充実・強化

8050問題やダブルケア,生活困窮,ひきこもりに加え,不登校やヤングケアラー,虐待など,市民が抱える問題は複雑化,複合化していることから,こうした問題を早期に発見し,解消を図ることができるよう,相談機能の充実を図るとともに,

関係機関の分野を超えた連携による支援体制を整備する必要がある。

④ 権利擁護支援の推進

本市においては、認知症高齢者や障がいのある方の割合が増加傾向にあり、今後も日常生活における契約等の支援を必要とする市民の増加が予想されることから、誰もが安心して尊厳を持って生活することができるよう、権利擁護の支援を必要とする市民が、安心して制度を利用し、継続的に支援を受けることができる仕組みが必要である。

⑤ 安全・快適な都市基盤・生活基盤の計画的整備

公共的施設・公共交通機関・住環境など、地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分考慮しながら、市民が安全で快適に 生活することができ、自然と交流することができる都市基盤・ 生活基盤の整備を計画的に推進する必要がある。

⑥ 心のバリアフリーの充実

高齢者、障がい者、妊産婦や外国人など、誰もが安心して日常生活や社会生活を営むためには、施設整備などのハード面だけではなく、様々な心身の特性や考え方を持つ人がいることを理解し、互いに尊重し合い、支え合う「心のバリアフリー」をさらに推進する必要がある。

⑦ 情報バリアフリーの推進

近年のデジタル化の進展に伴い、ICTを活用した新たな媒体による情報発信など、情報提供の手法の幅が広がっていることから、高齢者や障がい者、外国人などが、デジタル技術を活用しながら、必要な情報を必要な時に、多様な情報伝達手段により取得、または、発信できるよう、情報面のバリアフリーも推進する必要がある。

3 各施策に対する本審議会からの主な意見

各施策に対する本審議会からの主な意見を以下のとおりまとめた。各施策の策定,推進にあたっては,これらの意見を十分踏まえ,福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

【基本目標1】 福祉のこころをはぐくむ人づくり

基本施策(1)福祉のこころの醸成

- ・ ハード面のバリアフリーも大切であるが、併せて、やさしさや 思いやりの気持ちを育むソフト面のバリアフリーの取組が重要 である。
- ・ 年代や性別, 障がいの有無・種別などの特性に偏らず, 様々な 人との交流を促進することにより, 相互理解を深めることが重要 である。

基本施策(2)福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

・ 子どもの思いやりの心や、やさしさの心を育むために、引き続き、未就学児からの取組や教育行政との連携が必要である。

また、子どもへの福祉教育の推進は、親世代への波及効果も期待できる。

・ 地域活動への参加意欲を向上させるための取組が重要である。 特に,若い世代の参加意欲向上に向けては,意識醸成と合わせて, 活動を知ってもらうための取組が必要である。

【基本目標2】 共に支え合う地域づくり

基本施策(1) 市民の主体的な地域活動への支援

- ・ 地域で活動するさまざまな団体が連携・協働して福祉のまちづ くりを進めていく必要がある。
- ・ 地域づくりの土台となる自治会活動や、老人会などの地域団体活動の活性化,地域コミュニティの醸成が重要である。
- ・ 地域において、人と人とのつながりをつくり、自主的に助け、 支え合う関係を築いていくためには、様々な人の安心して参加で

きる「居場所」づくりが特に重要である。

- 地域づくりは、一部の人の役割とするものではなく、誰もが主体的に関わることが望まれる。
- ・ 行政は、地域づくりに関わる個人、団体などの活動に対して、 支援の充実を図る必要がある。

基本施策(2) 社会参画の促進

- ・ 地域活動への参加が、生きがいづくりや自立促進、思いやりの 心の育成のきっかけとなることもあるため、様々な地域活動への 参加の機会を確保すべきである。
- ・ 「交流の場」は地域社会とのつながりをつくるきっかけとなる ことから、ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえながら、様々 な立場の人が、個人や世帯の状況に応じて気軽に参加することが できるような支援が必要である。

基本施策(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり

- ・ 高齢者,障がい者,子ども,生活困窮者等の複合的な課題や, 行政の福祉サービスの対象とならない様々な福祉課題・生活課題,自然災害に地域で対応できるよう,地域住民や団体,事業者の連携・協力を図る取組が必要である。
- ・ 効果的に地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会、地域関係機関、団体等がネットワークを形成するなど、効果的に社会資源の連携・活用を図る必要がある。
- ・ 地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会等が行うコミュニ# ティワークなどの充実に向けて支援する必要がある。#

【基本目標3】 安心して暮らせる福祉の基盤づくり|

基本施策(1) 多様な福祉サービスの充実

・複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、高齢者、子ども、障がい者、生活困窮、外国人など、世代や性別、属性などに関わらず、市民に身近な場所でいつでも相談を受け止め、関係機関の連携・協働による支援を行う包括的な相談支援体制の整備が必要である。

- ・ 40代,50代のひきこもりなどの制度の狭間の問題にも対応 することができる支援体制整備が重要である。
- ・ すべての妊産婦や子育て世帯,子どもが地域で安心して生活するための相談支援の充実を図ることが必要である。
- ・ 行政や支援機関によるアウトリーチ(訪問支援)は、自ら支援 を求められない市民に寄り添うことで、孤立化を防止する重要な 取組の一つである。
- ・ 高齢者や障がい者、生活困窮者の就業は、市民の生きがいづく りや生活の安定につながることから、引き続き、就労による自立 支援の充実が重要である。

基本施策(2) 権利擁護支援の充実

- ・ 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に課題がある市民が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送るため、成年後見制度はますます重要となってくることから、利用促進に向けた広報・啓発活動の充実・強化を図る必要がある。
- ・ 成年後見制度の担い手である成年後見人等の人材確保・育成に 向けた取組が必要である。
- ・ 成年後見制度の利用促進に向け、専門的な権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」をコーディネートし、広報や相談支援、後見人支援等を行う中核的な機関の設置が必要である。

基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備

- · 高齢者や障がい者など、誰もが自由に外出し、社会参加できるよう、移動しやすい移動環境の整備が必要である。
- ・ 誰もが安心して日常生活を送ることができるよう,居住支援や 生活空間の利便性の向上が必要である。
- · 子どもから高齢者、障がい者、外国人など、世代や属性に関わらず快適に過ごすことができる都市空間は、コミュニティ活動の活性化や様々な人の交流機会の創出等につながる。
- · バリアフリー整備は、引き続き、市民ニーズや優先性を考慮した上で、計画的に進めることが重要である。

4 計画の推進に関する意見

計画の推進にあたっては、計画に位置付けられている施策・取組が、保健・福祉・市民協働・都市形成・教育など、多分野にわたることから、行政内部の連携をより一層深め、総合的・包括的に福祉に資する事業を展開するとともに、市社会福祉協議会の策定する計画と相互連携の強化を図り、各施策・取組を推進する必要がある。

さらには、今回の計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、「誰がやるのか」ではなく、市民や地域団体、事業者、行政が連携・協働し、それぞれの立場で支え合いの社会を築くことが重要である。

特に、今後は、当事者や次代を担う若い世代の意見を取り入れながら、施策事業を推進することが必要である。

そのためにも、「市民」「地域」「公共」がそれぞれの役割を認識し、特性を活かしながら、主体的に取り組めるよう、それぞれに望まれる活動について分かりやすい表現や内容で示す必要がある。

また、計画の進行管理にあたっては、計上取組の中から、地域共生社会の実現に特に効果的なものについて、計画期間内における目標を設定して計画的に取り組み、その進捗状況を市民に分かりやすく示すとともに、計画の評価・検証にあたっては、施策・取組の達成状況の確認や分析・評価を的確に行うため、地域福祉の推進に関わる様々な分野の委員で構成する当審議会へも報告いただき、あらゆる視点から評価・検証を行い、実効性のある計画とする必要がある。

すべての市民が、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を目指し、地域住民や団体、事業者等を含め、全市一丸となって福祉のまちづくりを進めることができるよう、行政には、この計画を地域共生社会の実現に向けたプランと

するなど、引き続き、全力を挙げて取り組んでもらうことを期待するとともに、当審議会としても、本市の地域福祉のより一層の推進に向け、今後も連携・協力していく。

1 社会福祉審議会開催経過

【全体会】

	開催日	審議内容			
第1回	令和5年 2月13日	・令和4年度専門分科会の調査審議 結果等について ほか			

【地域福祉専門分科会】

	開催日	審議内容
第1回	令和4年 7月28日	・「(仮称)第5次宇都宮市やさしさ をはぐくむ福祉のまちづくり推進 計画」の策定について ・現行計画の課題の整理について ・ブロック別意見交換会の開催につ いて
第2回	令和4年10月28日	・「(仮称)第5次宇都宮市やさしさ をはぐくむ福祉のまちづくり推進 計画」策定に向けた課題の総括につ いて ・「(仮称)第5次宇都宮市やさしさ をはぐくむ福祉のまちづくり推進 計画」の基本的な方針について ・「(仮称)第5次宇都宮市やさしさ をはぐくむ福祉のまちづくり推進 をはぐくむ福祉のまちづくり推進 計画」の骨子(案)について
第3回	令和5年 1月13日	・「(仮称) 第5次宇都宮市やさしさを はぐくむ福祉のまちづくり計画/ 宇都宮市成年後見制度利用促進計 画」(素案) の策定について
第4回	令和5年 2月 7日	・計画策定に係る提言について

2 宇都宮市社会福祉審議会(地域福祉専門分科会)委員名簿

【敬称略】

	団体名称・役職等	氏名		備考	
市議員会	宇都宮市議会議員		福田	智恵	
	宇都宮市社会福祉協議会	会長	手塚	英和	
	宇都宮市障害者福祉会連合会	会長	麦倉	仁巳	
社会福	宇都宮市知的障害者育成会	理事長	鈴木	勇二	
社会福祉事業従事者	宇都宮市民生委員児童委員協議会	会長	釼持	幸子	
従事者	宇都宮市老人クラブ連合会	会長	桶田	正信	
	宇都宮精神保健福祉会	会長	興野	憲史	
	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	浜野	修	職務代理者
	宇都宮市自治会連合会	副会長	三坂	茂晴	
	宇都宮市女性団体連絡協議会	会長	木村	由美子	
学	宇都宮大学共同教育学部	教授	長谷川	万由美	分科会長
学識経験者	宇都宮ボランティア協会	会長	松本	カネ子	
者	栃木県若年者支援機構	代表理事	中野	謙作	
	とちぎユースサポーターズネットワーク	代表理事	岩井	俊宗	
	公募委員		石井	由貴	